

○新温泉町有線情報放送施設条例

平成17年10月1日条例第19号

改正

平成22年3月26日条例第4号

平成23年3月25日条例第3号

新温泉町有線情報放送施設条例

(設置)

第1条 町内の経済活動の進展や生活環境及び住民福祉の向上を図り、等しく情報の共有と、高度情報通信社会に適応した明るく、住みよい、豊かなまちづくりに資するため、有線テレビ放送施設、有線放送電話施設及び情報通信ネットワーク施設を備えた新温泉町有線情報放送施設（以下「施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新温泉町ケーブルテレビジョン	新温泉町湯990番地の8

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 加入者 自己所有又は居住する建物に施設の伝送設備を設置し、施設が提供する業務の提供を申し込み、町長が使用の許可をした者をいう。
- (2) 使用者 賃貸借により使用されている建物（以下「賃貸住宅」という。）の使用者であつて施設が提供する業務の使用を申し込み、町長が許可した者をいう。
- (3) 保安器 加入者宅に設置し、宅内機器を異常電圧から保護する機器をいう。
- (4) 宅内機器 加入者又は使用者（以下「加入者等」という。）の建物に設置するホームターミナル、ケーブル電話機、告知放送受信機及び文書伝送機をいう。
- (5) 伝送施設 施設の事業所（以下「有線情報センター」という。）から加入者等の建物に設置する保安器までの送信施設をいう。
- (6) 屋内施設 保安器の出力側から宅内の機器の入力側までの受信上必要な施設をいう。

- (7) 一戸 保安器及び宅内機器を設置する建物の単位をいう。
- (8) ホームターミナル 加入者宅に送られてきた多チャンネル信号を、家庭等のテレビで視聴できるように変換する機器及びリモートコントローラーをいう。
- (9) 端末型接続サービス 告知放送受信機を介してコンピューターに接続するサービスをいう。
- (10) 屋外放送施設 屋外に設置する放送施設をいい、設置場所は、別表第1に掲げる場所とする。

(業務)

第4条 施設は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健医療福祉支援情報の提供
- (2) 自然災害及び火災等緊急情報の提供
- (3) 農業及び農村の活性化と、産業の振興に寄与する情報の提供
- (4) 教育及び文化の振興を目指す情報の提供
- (5) 自主制作番組の放送とケーブル電話の運営
- (6) 都市と地方の情報格差の是正と情報交流の促進
- (7) テレビジョン放送及びラジオAM、FM放送の再送信
- (8) その他町長が必要と認める業務

(業務区域)

第5条 施設の業務を行う区域は、町内全域とする。

(施設の設置区分)

第6条 施設に、次に定める区分により受信点施設及び告知放送に係る屋内施設を設置する。

- (1) 受信点施設 新温泉町が設置する。有線情報センター施設、伝送施設及び屋外放送施設とする。
- (2) 告知放送に係る屋内施設 新温泉町が設置するが、その他の屋内施設は加入者の自己負担により設置し、設置した者の所有に帰属する。

(宅内機器の貸与及び維持管理)

第7条 町は、加入者等に対し宅内機器を各1台無償で貸与する。ただし、文書伝送機は、町長が指定する加入者等に限るものとする。

- 2 貸与された宅内機器の通常の維持管理に必要な消耗品は、加入者等の負担とする。
- 3 宅内機器の貸与を受けた者は、次の義務を負うものとする。

- (1) 宅内機器を常に良好な状態で維持管理すること。

- (2) 宅内機器の改造又は機器の性能に障害を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 宅内機器を転貸し、又は入質しないこと。
- (4) 故意又は過失によって、宅内機器を滅失若しくは損傷したときは、原形復旧に要する費用を賠償すること。

(加入及び使用の申込み)

第8条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(加入金の納付)

第9条 加入者は、加入金を納付しなければならない。

- 2 加入金の額は、一戸につき74,000円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず1棟2戸以上の集合型賃貸住宅等の加入金は、加入者から1棟全戸について加入の申込みがあった場合についてのみ、町長が認定する集合型賃貸住宅等の入居可能戸数に一戸当たり37,000円を乗じて得た額とする。

(使用料の納付)

第10条 施設の加入者等は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料の額は、一加入者等につき1か月当たり1,200円とする。
- 3 端末型接続サービス使用料は、別表第2に定める額とする。月の途中で加入又は脱退があっても当該月分を納付しなければならない。
- 4 前2項の使用料の納付方法については、町長が定める。

(加入金及び使用料の減免)

第11条 町長は、国、地方公共団体又は町内の行政区が直接その用に供するとき、その他特に必要があると認めるときは、加入金又は使用料（以下「使用料等」という。）を減免することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、端末型接続サービスに係る使用料の減免は、行わない。

(宅内機器の使用)

第12条 第7条第1項の規定によるもののほか、宅内機器の増設を希望する加入者等は、町長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた加入者等は、別表第3に定める宅内機器使用料を納付しなければならない。
- 3 第10条第4項の規定は、宅内機器使用料の納付方法について準用する。

(有料放送の視聴)

第13条 衛星放送等のうち、施設が再送信する有料放送を視聴しようとする加入者等は、町長の許

可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた加入者等は、別表第4に定める有料放送視聴料を納付しなければならない。
- 3 第10条第4項の規定は、有料放送視聴料の納付方法について準用する。

(役務の提供)

第13条の2 ダビングサービスを受けようとする者は、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定により、町長に申請した者は、別表第5に定める利用料を納付しなければならない。

(施設の保全責任)

第14条 加入者等は、施設に異常のおそれがあるとき、又は異常を発見したときは、直ちにその状況を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、施設に障害が生じ、又は破損したときは、直ちに調査し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設の補修は、当該施設を設置した者の区分に応じてその費用を負担するものとする。
- 4 第4条第7号に定める再送信業務を、引き続き10日以上行わなかった月は当月分の、引き続き10日以上行わない日が2か月にわたる場合は直近の月のそれぞれ使用料を徴収しない。

(伝送施設の新設及び変更)

第15条 加入者等及び関係者の都合により、伝送施設を新設し、又は変更する工事の必要が生じたときは、町長に申請し、その指示に従わなければならない。

- 2 前項の工事は、町が施工するものとし、工事費用の徴収方法及び額は、町長が定める。

(屋内施設の変更等)

第16条 加入者等が告知放送に係る屋内施設を変更するときの工事は、町が施工し、工事に要した費用は、加入者等が負担するものとする。また、その他の屋内施設を変更するときは、町が貸与した宅内機器の性能に障害を及ぼさない範囲内で加入者等が行うものとする。

(加入者等の名義変更)

第17条 加入者等は、次に掲げるときは、町長の許可を得て加入者等の権利義務を継承することができる。

- (1) 相続したとき。
- (2) 新加入者が、旧加入者の届け出た屋内施設の設置場所を変更しないで旧加入者の権利義務を継承したとき。

(受信又は通信の休止及び再開)

第18条 受信若しくは通信の休止又は再開をしようとする加入者等は、町長に届け出なければならない。

ない。

2 町長は、前項の届出があったときは、休止の届出日の属する月の翌月以降、受信再開の届出日の属する月の前月までの使用料を免除するものとする。

3 受信を休止する加入者等は、貸与された宅内機器を受信休止後直ちに町長へ返還しなければならない。

(加入及び使用の脱退)

第19条 加入者等が脱退しようとするときは、町長に届け出なければならない。

2 脱退の日は、届出のあった日とする。ただし、災害等やむを得ない事情により前項の届出ができず遅れたものと町長が認める場合は、その理由が発生した日とすることができる。

3 加入者等が脱退したときは、既に納付した加入金は還付しない。ただし、引込線工事着工前に脱退したときは、この限りでない。

4 加入者等が脱退したときは、貸与された宅内機器を直ちに町に返還しなければならない。

(使用の停止等)

第20条 町長は、加入者等が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は加入の許可を取り消すことができる。

(1) この条例に違反したとき。

(2) 放送及び情報通信を故意に妨害したとき。

(3) 施設を故意に破損したとき。

(4) 使用料等を納期限から3か月以上にわたり納付しないとき。

(5) 休止の月の翌月から起算して3年間を経過したとき。

(6) 他の加入者等のID、パスワード等を不正に使用したとき。

(7) 中傷、わいせつ等、公序良俗又は法令に違反したとき。

(8) 端末型接続サービスのシステムを使用して、不正に第三者に対してサービスを使用させたとき。

(9) コンピューターウイルス等有害なプログラムを、端末型接続サービスを通じて使用又は提供したとき。

(10) その他業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。

2 町長は、前項により使用を停止し、又は加入の許可を取り消したときは、告知放送受信機に係る部分を除いた伝送施設と屋内施設を切り離し、貸与している宅内機器を回収するものとする。

(損害賠償)

第21条 何人もこの施設を故意又は過失によって損傷したときは、原形復旧等に要する費用を負担するとともに、損害を生じたときはこれを賠償しなければならない。

(有線情報放送施設運営協議会の設置)

第22条 施設の業務の管理及び運営の適正化を図るため、新温泉町有線情報放送施設運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の組織及び任務その他必要な事項は、町長が定める。

(有線情報放送施設放送番組審議会の設置)

第23条 施設が取り扱う放送番組の適正化を図るため、新温泉町有線情報放送施設放送番組審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の組織及び任務その他必要な事項は、町長が定める。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の温泉町有線情報放送施設の設置及び管理に関する条例(平成15年温泉町条例第5号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成22年3月26日条例第4号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日条例第3号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第3の改正規定(WOWOWの項を削る部分に限る。)及び別表第2の改正規定(「ケーブル電話機及び」を削る部分に限る。) 平成23年4月1日

(2) 第2条の規定 平成24年4月1日

別表第1 (第3条関係)

番号	場所	設置場所
1	春来	新温泉町春来字上エ町858の1
2	湯谷	新温泉町春来字湯谷19の1
3	歌長	新温泉町歌長字浅野348の1
4	高山	新温泉町歌長カンマチ2018の1
5	数久谷	新温泉町歌長数久谷2667の2
6	湯	新温泉町湯字湯本1604
7	細田	新温泉町細田字前田508の1
8	竹田	新温泉町竹田字マヨウジ435の2
9	後山	新温泉町竹田徳原下1944の2
10	井土	新温泉町井土字城ノ内1075の1
11	今岡・金屋	新温泉町金屋字瀬戸299の16
12	仁連寺	新温泉町熊谷字クドレ293の1
13	熊谷	新温泉町熊谷字神田尻908
14	伊角	新温泉町伊角字啓田402
15	檜尾	新温泉町檜尾字上住331の2
16	切畑・多子	新温泉町多子字奥土井520
17	桐岡・丹土	新温泉町丹土字家ノ下254の1
18	中辻	新温泉町中辻字上ノ山334
19	塩山	新温泉町塩山字村中856の1
20	飯野	新温泉町飯野字殿村921の4
21	千原	新温泉町千原字前田568の1
22	鐘尾	新温泉町鐘尾字岡574
23	千谷	新温泉町千谷字奥畑188の1
24	宮脇	新温泉町宮脇字宮ノ下モ160
25	内山	新温泉町内山字ふり上り373
26	越坂	新温泉町越坂字下尾111
27	海上	新温泉町海上字上ノ山813

28	前	新温泉町前字杉山430
29	石橋・田中	新温泉町石橋字馬場平ル497の1
30	岸田	新温泉町岸田字日輪滝312の4
31	青下	新温泉町岸田字青下2740
32	霧滝	新温泉町岸田字下肥前畑3742

別表第2（第10条関係）

端末型接続サービス使用料

区分		1か月当たり使用料
コース	5Mbps	2,800円
	15Mbps	3,500円
オプション	一契約におけるメールアカウントの追加（1アカウントにつき）	300円

備考 一契約につきメールアカウント2つまでは使用料に含む。

別表第3（第12条関係）

宅内機器使用料

宅内機器の名称	1台の1か月当たり使用料
ホームターミナル	300円
ケーブル電話機	100円
告知放送受信機	900円
文書伝送機	600円

備考 文書伝送機に限り、加入者等が自らの負担により機器を設置した場合は、本表を適用しない。

別表第4（第13条関係）

有料放送視聴料

通信衛星放送局（番組）の名称	1か月当たり視聴料
町長が定める有料放送10波	1,000円

衛星劇場	1,800円
グリーンチャンネル	(全放送) 1,200円
	(農業情報) 無料

別表第5 (第13条の2関係)

ダビングサービス利用料

内容	形態	種別	利用料
自主放送番組 ※放送済の映像に限る。	VHSビデオテープ又はDVDディスク	1番組1回につき 30分未満	500円
		1番組1回につき 30分以上60分未満	1,000円
		1番組1回につき 60分以上	2,000円

備考 ダビングするテープ又はDVDについては、申請者が用意するものとする。